

第五十五回国会 衆議院 産業公害対策特別委員会 議 録 第 十 号

(四〇〇)

昭和四十二年六月十六日(金曜日)

午後三時二十六分開議

出席委員

委員長 八木 一男君

理事 天野 公義君

理事 小山 省三君

理事 島本 虎三君

理事 塩川 正十郎君

理事 田村 良平君

理事 三原 朝雄君

理事 河上 民雄君

理事 中井徳次郎君

出席國務大臣

厚生 大臣 坊 秀男君

委員外の出席者

議員 角屋堅次郎君

議員 武藤瑞一郎君

議員 厚生省環境衛生 橋本 道夫君

議員 局公害課長

本日の会議に付した案件

公害対策基本法案(内閣提出第二二八号)

公害対策基本法案(角屋堅次郎君外六名提出、衆法第一一七号)

公害の顯著な地域等における公害防止特別措置法案(角屋堅次郎君外七名提出、衆法第二二二号)

公害対策基本法案(折小野良一君外一名提出、衆法第一六六号)

公害対策基本法案(岡本富夫君外一名提出、衆法第二四四号)

○八木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の公害対策基本法案、角屋堅次郎君

第二類第五号 産業公害対策特別委員会 議 録 第十号 昭和四十二年六月十六日

外六名提出の公害対策基本法案、角屋堅次郎君外七名提出の公害の顯著な地域等における公害防止特別措置法案、折小野良一君外一名提出の公害対策基本法案及び岡本富夫君外一名提出の公害対策基本法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。小山省三君。

○小山(省)委員 私はこれから審議を始めようといいたします公害対策基本法案、特に政府提案にかかるとする基本法につきまして若干の質疑を行ないたいと思つて二、三お尋ねを申し上げたいと思つてござい

ます。その第一は、御存じのとおり公害はわが国の一つの大きな社会問題となつておるわけでござい

ます。その被害の及ぼすところ、幾多の悲喜劇を生んでおるといふような状況に發展をいたして

おりました。早くからこの基本法の制定を望んでお

つたわけでありまして、いろいろな御事情もあつたろうと思つて、たいへんおくれでござい

ます。この間、いろいろ新聞紙上等で基本法のおくれ

ている問題について事情のあつた点等が報道されてお

つたわけでございまして、私も真偽のほどがよくわからな

いわけ、この際、公害基本法がこのようにおくれた理

由というものを明確にしたいだくことが、いろいろな面

において誤解を解消する一つの方法であらうと思つて、基本法

制定が今日に至つた事情について大臣からひとつ御説明を

いただきたいと思います。

○坊國務大臣 公害対策基本法の国会提出が非常

におくれたじやないか、こういふことでございま

すが、公害は何もいま卒然として起こつてきたものでは

ありません。日本の経済社会はここ数年來著しいス

ピードでもつて發展してまいつておりま

す。それに伴ひまして、工業、工場等が非常にた

くさん整備されてまいつたということ、また、都

市に対して非常に多くの人口が流入してまいつた

ということ、それに伴ひまして公害が生じてきた

のでありまして、政府といたしましては、この顯著な

公害の事実に着目いたしまして、どうしてこれを予

防し、防除し、また救済していか

なければならぬといふことを考えまして、去る四

十年の十月に公害審議会に諮問をいたしましたわけ

でございますが、その審議会から答申が去年の十月

に厚生大臣あてに行なわれました。その間に相当

の時間がかかつておる。それからまた、厚生省は

この答申されましたものに基づきまして厚生省の

試案といふものをつくつたわけでございますが、い

づねにいたしまして、小山委員御案内のおり、公害

といふものは非常に複雑で多面的なものでござい

まして、この公害に關する行政省庁といつたやうな

ものを数えてみても、十四とか十五とかといふの

が關係しておる。かようなこと

でございまして、厚生省が作成いたしました厚生

省試案といふものを――厚生省は被害者の立場に

あるものでございまして、そういうふう

に数多くの行政省庁に關係があるものでございま

すから、これを總理府へ送りまして、總理府にお

きまして關係各省庁とこの連絡協議会をつくり

まして、そこで厚生省の試案をたたき合つたとい

つたのでございまして、その検

討をいたしまして、各省庁からの意見もこれを戦

わせ、そしてでき上がったものが、總理府の公

害対策推進連絡協議会の公害対策基本法試案要綱で

ございまして、それをつくりまして、そしてこれ

を再び厚生省へ――これは閣議了解によりまして、この公害対策基本法についての所管は被害者の立場にある厚生省、關係各省非常に多いのでござい

ます。これは建設省といふた各省があるのでござい

ます。これは大体におきまして公害を發生するほう

の側を所管しておる役所でございまして、そこで、

ことは、政府案については相当企業保護色が強いという点が定評である。したがって、この基本法が提出されるまでの間に相当産業界の抵抗があったのではないか、そういう方面からいろいろな注文が出されたのではないか、こういう懸念があるわけであります。こういう点につきまして、そのような点があったかどうか、この機会にひとつその辺のいきさつを大臣から御答弁願いたいと思います。

○坊国務大臣 御質問の点でございますが、法律によらず何によらず、ものごとをきめていく段階におきましては、いろいろの意見が互いに出されまして、そしてそれらの意見をお互いに自由討論をいたしまして、そしてものごとをまとめるというのが一応の筋であろうと私は思います。もちろん、この公害基本法案をまとめるにあたりまして、その検討段階においてはいろいろの意見が出ております。しかしながら、産業方面から、もちろん意見は出ておりますけれども、その意見に動かされたといったようなことは、これは私はここではっきりと、さようなことはありません。ただ、今度の公害基本法は、国民の健康、生命というものを公害から守っていく、またそういったような公害はこれをできるだけ予防していく、こういったような理念をもって一貫いたしておるのでございまして、御意見のような、どこから圧力がかかる、あるいは強い抵抗があつて、それによって動かされたというようなことは断じてございせん。

○小山(省)委員 世評またいろいろ誤り伝えられる面があるものでございまして、私は、審議に先立ってそれらのいきさつをひとつ明快にしておく必要があるというふうに考えまして御質問を申し上げたわけでございますが、大臣の力強い御答弁によって、一応われわれはさようなことが、もとよりないかと承知しておりましたが、十分その辺のいきさつが了解できたわけでありまして、私は、これから本論に入つて、少し内容について、基本法の制定に当たつたいきさつあるいはその

他についてお聞きをしたいと思うのでございす。

政府案の第一条によりまして、「事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、同時に「公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もつて国民の健康を保護すること」にも、経済の健全な発展との調和を図りつつ、生活環境を保全することを目的とする。」と述べておるわけでありす。この考え方を条文の上から見ますと、一見健康の保護ということがどうも第二義的に考えられているようです。社会党提案にかかります基本法を見ましても、この点を社会党のほうでは明確にうたつておるわけでありす。憲法にもありますとおり、すべての国民は健康で文化的な生活を営むことを保障されておるわけでありす。また、国は社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上に努めなければならない。この憲法の明文を基本法の中に十分織り込んでおるわけでありす。政府原案を見ると、何かこの点が後退したような感じが見られるわけでありす。この点につきまして、関係当局でも、あるいは大臣でもけつこうでございす。そのよつてきたる精神をどこに置いているか、その辺をひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○坊国務大臣 この公害基本法の目的は、前段におきまして「事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務」、公害を防止する責務があるのだというのを明らかにいたします。ことに、いま御指摘になりました「経済の健全な発展との調和を図りつつ」としたところがおかしいじゃないかという御趣旨かと思ひます。そこでこれに對してお答えを申し上げます。この法律の目的は、私は二つあると思ひます。と申しますことは、国民の健康を保護していくということが一つ、もう一つはわれわれの生活環境を保全していく、この二つがあらうと思ひます。そこで、この国民の健康を保護するということにつきましても、何らの修飾語を使つておりません。国民の健

康を保護していくということは、これはもう絶対であります。いやしくも健康にかかわるというたような公害は、何らの条件を伴わず、これはもう除去していかなければならない。こういうことをはっきりとうたつておるのであります。ところが、生活環境というのになりますと、健康を保護するだけのことは絶対にやらなければならぬが、しかし、もう一歩進めましてわれわれの生活環境をよくしていく、生命には心配はないが、われわれの生活環境なりあるいは動植物の生育といったようなことについて、もう一歩進めて公害的なものを除去していくという場合には、これはひとつ経済の健全な発展との調和をはかつていこう。こういうこととございまして、下手な例示でございす。例をあげてみますと、健康にかかわるものはもう絶対、これは間違ひございせん。ところが、生活環境をよくしていくという

ことは一歩進んだこととございまして、もうどんなことがあつても生活環境というものを、たとえば東京の空気を上高地の空気にまで持つていく、これは生活環境をよくすることとございす。川崎市は工業地帯として成り立つていくことができないと思ひます。そこまでのことをやりますと、東京は大会として成り立つことは私はできないと思ひます。川崎市は工業地帯として成り立つていくことができないと思ひます。そういったようなものは上高地の空気にまで持たせなくてはならぬと、せめて秩父あたりの空気にまで持つていくということと、そうすれば東京が大都市として成り立つていく、川崎市は工場地帯として成り立つていく。ここに大都市なり工場地帯と公害防除というものの調和点が見出される。こういうようなことをきめておるのがこの「経済の健全な発展との調和」、こういう文句で持つてあらわしておるのでございまして、これを野方図に経済も健康も調和せずに、どつちも健康第一だからどんなことがあつても東京を上高地にまでしていこうというの、社会経済発展の方途ではなからうと思ひます。それからまた、どこまでも生産というのを第一主義にしまして工場を野方図にやつていけば、これはとうていわれわれ

の健康も保つわけにはまいらない。人生の手段であるところの経済、産業というものが主客転倒してしまふというやうなことから、生活環境を保全していくという前にはひとつその間の調和点を見つけ出し、そして両々円満にやつていこうというのがこの法律の趣旨であると理解いたしております。

○小山(省)委員 政府のお考えは私もわからないわけではございませんが、しかし、この条文の上にあつておることは、文字をそのまゝ考えますと、一般国民はなかなか理解しがたい面があるのではないかと考へる。私は持つてわけでありす。野党各派それぞれ多少ニュアンスの相違はありますが、その提案された基本法を見ますと、産業に優先して公害の防止、原因の発見、これに重点を置いておる。したがって、政府提案の「経済の健全な発展との調和を図りつつ」という文字は、何か基本法の精神が後退しておるやうな感じを、率直のところ国民が持つてわけでありす。この点、もう少し国民が一見して理解しやすいやうに——もちろん、産業はどのような形であつてもいいと考へる人はおそろくなからうと思ひます。日本産業の現状を十二分に考慮してやらなければならぬが、何かそこにも足りなさを感ずる者が多いのではないかと感じを實際私は持ちますので、法文の上の表現はいずれにしても健康優先主義というものは貫くのだ、こういうお考えをお持ちであるかどうか、この点をも少しひとつ明確に大臣から御答弁をいただきたい。

○坊国務大臣 法文の上でもこれは明らかになつております。文の「公害対策の総合的推進を図り、もつて国民の健康を保護する」、これには経済の健全な発展との調和をはかるなどというところは全然かつておりません。これは無条件、絶対。産業との調和が多少破れようとするやうな目的でございす。それにさらに加へまして、先ほども申し上げましたとおり、生活環境という

ものを保全していくためには経済との調和をはかる。これは小山委員は東京の方でございしますからよく御理解を願うと思うのでございします。東京に隅田川がございします。隅田川は、これは非常に水が汚染せられて、大体隅田川下流かいわいは全くくさくて、非常に悪臭の公害を放つておる。水はちろんきかない。これも公害でござい。だから、その公害を除去するために、両三年前でございしますか、利根川の水をあそこへ流しまして、そして隅田川が、アユは住むようにはなりませんが、やうと悪臭だけは、そういう点についての公害はだいぶ除去され緩和されたといふことがございした。さて最近になりまして、この千ばつで、あるいは千葉や茨城や方々で田植がでできない。利根川の水がなくて田植に非常に支障を来す。そこで田植、これは農業でございしますが、その田植がでできないといふことに相なります。米がでできない。そこで一時隅田川に利根川の水を放流することを停止いたしました。田植がでできるような水を利根川から千葉その他の千ばつ地帯へ流すといふことをやりました。そうしましたと、隅田川の下流の方面が——私はこの間参りましたが、そうすると非常に悪臭がまたもとに戻つてきておるといふやうなわけでございします。その悪臭は確かによろしくない公害には違ひありませんけれども、とにかく一時の悪臭は人間の生命にかかわるという問題ではない。そこで農業という生産が千ばつで田植がでできないといふことになつてしまつて、この農業生産がやれないといふやうな場合には——生命に關係すると、これはもう別のことでございしますが、たとえば生活環境上少し悪臭が出て、農業のほうへ水を送るといふやうなことが、非常に素朴的、原始的な経済の健全なる発展との調和、こういうことであろう。これは私一流のへたな例示でございします。が、そういうことが、環境基準に關する限りは経済の健全なる発展との調和を持たず、こういうふうには私は御理解を願ひたいと思ひます。

○小山(省)委員 大臣の御答弁で意のあるところ

は私もよくわかるのであります。しかし、その条文中に出た文字そのものから判読いたしますと、「国民の健康を保護する」とともに、経済の健全な発展との調和を図り」といふことになると、健康を保持するといふことと経済の発展といふことは全く同じような考え方の上に立つのだといふことになる。経済の発展ももちろん重要であります。何と申しましてもやはり人間の健康といふことは経済に優先すべき性格のものである。そうだとすると、「健康を保護する」とともに、「経済の健全な発展を図り」といふことですから、「保護する」とも「表現のすぐあとに」「経済の健全な発展との調和を図り」といふことですから、「保護する」とも「無視するわけじゃないけれども、少なくとも国民の健康といふものは経済に優先して考えなければならぬ重大な問題ではなからうかと思ひます。したがつて、往々にして政府案を検討しますとき、そういう感じが率直なところ持たれるわけでありまして。せっかく政府も国民の健康というものを第一義的にお考えになつておるといふ御答弁でございしますから、私は何らかひとつその辺を国民に十分に理解させる御努力をお願いしたいといふふうな考へておるわけでありまして。

それから一口に公害といわれますが、産業公害の場合においては、大体公害といふものがどういふところに発生し、どういふところに責任があるかといふことが比較的判定しやすいのですが、都市公害のやうな場合におきましては、なかなか原因を的確に把握するといふことはできにくいわけですね。したがつて、その責任がきつめて不明確でございしますから、被害者はある程度泣き寝入りといふ形にならざるを得ないわけでありまして、こういう点を国家としてどう対処していくか、都市公害に対する責任の所在といふものを將來どうお考えになつていくか、この点につきまして大臣のお考えをひとつお願いしたいと思ひます。

○坊間務大臣 公害一般でございしますが、産業公害も、これは原因者が責任者であるといふことは

もうはつきりしておるのでありますけれども、しかし、たとえば工場地帯、四日市だ、あるいは川崎だといふやうな工場地帯でもって公害が発生する。ところが、その公害を発生させておるのは、それは確かに工場の煙突であり、あるいは汚水を排出する工場であるといふことははつきりわかっておりますけれども、とにかく煙突が一つや二つではない、幾つも幾つもある。排水口が幾つもあるといふやうなことでございまして、一体この公害を発生しておる工場がどれなのか、また、この公害を発生させておる煙突が一つなのか二つなのか三つなのか五つなのか、数多くの煙突の中でどれが一番公害の発生源であるかといふたやうなことが、これが事実上非常につかみにくいといふこととでございまして、頭の中では、公害地における公害を発生しておるのは工場等に違ひないといふことがわかるのでございしますが、具体的にはこれを判定することがなかなかむずかしいといふことが公害の性質だろと思ひます。

さらにいま御指摘になりました、こういう工場地帯でなくて、都市公害は一体どうするのか、私は工場地帯以上に都市公害、これはたいへん困難な問題だと思ひます。と申しますことは、一例を自動車にとつてみますと、あの大原町の交差点を通過してみますと、あの付近はたいへんな排気ガスによる公害を受けております。これは一体だれが原因者であるか、だれが一体この責任者であるかといふことを考へてみますと、いまの日本の自動車を製造する側におきまして、さういふ悪質な、有毒な、有害なガスを、これはもう絶対排出しないといふことにはまだはいかないにいたしましても、こういうやうな自動車がかくそうすると大原町のごとくになるという事実を頭に入れますと、私は製造業者も一つの公害を発生させる原因になつておるものだらうと思ひます。それ、それからまた都市計画、あそこを立体交差にいたしますならば、これはよほど違ひます。その立体交差がないためにあそこ自動車長い間とまつて排気ガスを出しておる。これは先ほど申しましたが、

厚生省は被害者の立場。いま申し上げましたこの自動車製造といふことにつきましては、何も通産省が犯人であり、責任者だといふわけではあります。また、大原町がなかなか立体交差にならないといふことは、これはあるいは建設省とか東京都といふやうなところが、何も犯人ではないと思ひますけれども、少なくともそういうことを放置しておくといふことは一部の責任があるといふこととでございまして、もう一つ、もう一つ、もう一つ、公害はまことに複雑なものでございまして、一体だれが責任者なのか。それからもう一つ考へなければならぬことは、自動車を賣つておる人間でございします。その自動車を走らしておる人間、つまり東京都の住民もまた公害を発生しておる。別に犯人とか何とかといふわけではございしませんけれども、公害を発生させる原因者であるといふことは否定もできない。かような意味におきまして、そういうやうな公害が発生してくるということにつきましては、公害基本法にもきめておられますが、つまり公害を発生する事業者、それから国及び地方団体及び住民といふたやうなものがすべて原因者である。その原因者が、この公害を除去していく、防止していくといふためには、それぞれこれに協力をしなればならぬといふやうな關係にあると思ひます。

○小山(省)委員 確かに都市公害といふものは、その責任を追及する面になりますと、たいへん私もむずかしい問題であらうと思ひます。さういふ点からいふと、大臣が御答弁になつたやうな形にならざるを得ないといふことになつておると思ひます。さういふ点からおそらく提案をされたらうと思ひます。さういふ点から、社会党提案にかかると基本法におきましては、この企業の無過失責任といふものを強く追及するやうな形で提案がなされておるわけですね。公害によつていろいろ住民が被害を受け、この責任をあるいは損害賠償として要求しようとした場合、いま言ったやうに責任の所在がきつて不明確でありますから、おそらくなかなかこの損害賠償

償なり責任の追及ということとは至難な問題になる。そうなりますと、当然これは何らか法に訴えて解決をしなければならぬということになるわけでありませう。そうなりますと、これは民事訴訟法その他からいきましても当然举证責任、証拠をあげなければならぬということになるわけです。こういう点になりますと、どうしても責任の所在が不明確でありますから、証拠をあげるといふことが事実上困難である。そこでどうしても被害者は泣き寝入りという形におちいりやすい。こういう点が基本法の中で明らかにされませんと、せっかくこの法律はできたが、実際の運用面になって一体だれがこの責任をしょってくれるのか、こういう疑問が必ず起こってくると思う。したがって、企業が無過失責任を追及されなければならぬような今日の世相を考えますと、私は政府提案のこの基本法の中にも、もう少し企業に対する責任なり義務なりというものが明確に規定をされているのではなからうかというような感じを持つわけであります。この点につきまして、ひとつお考え方をもう一度明らかにしていただきたいと思います。

○坊国務大臣　企業責任を明確にするために無過失責任主義をとつたらどうか、こういうことでございしますが、先ほども申し上げましたとおり、御審議を願つております基本法は、これは公営全般についての公約数と申しますが、普遍的な政府の方針、態度、基本方針を策定するのが今度のこの基本法の目的でございます。そこでこの基本法は、何と申しますか、概括的、基本的なことをきめておる。あらゆる公害に対して基本法を適用していく、こういうような趣旨でこの基本法ができ上がつておるのでございまして、その基本法におきまして無過失責任主義を掲げますと、完全なる基本法でございしますから、あらゆるものに對しての無過失責任、こういうことにならざるを得ない。ところが、先ほども申し上げましたとおり、自動車を製造しておるのが公害を起こしておるからといって、別に自動車を製造するときに

は、自動車を動かして大原町に公害を起こそう、
 そういったような意思は毛頭ないと思います。そ
 ういうようなことで、この公害基本法において無
 過失責任主義をとるといふことに相なりますと、
 立法上その他の技術上きわめて困難な場合も予想
 せられる、こういうことで基本法におきまして無
 過失責任主義をとらなかつたわけでございます。
 しかし、今日無過失責任主義がとられておる法律
 も、たとえば鉱業法とか、あるいは原子力もそ
 うでございましたか、そういうたようなものもご
 ざいます。そこで、そういうたようなものについ
 ては無過失責任主義がとられておりますが、この
 基本法に基づきまして今後そういったような具体
 的な措置が——この基本法だけではとうてい公害
 の防止ということについては——むしろこの基本
 法でもやれる部分もたくさんございますけれど
 も、この法案に基づく具体的な立法をしていかな
 ければならない。そういったような具体的事項に
 関しての立法をやっていく場合には、私は無過失
 責任と申しますか、これは重要な課題として研
 究し、検討していかなければならない問題だと
 思っておりますので、基本法におきましては無過

失責任主義はとらなかつた次第でございます。

○小山(省)委員　政府の意のあるところは大臣の御答弁でわれわれもある程度了解ができるわけでありましたが、各党から提案をされております基本法全体について見ますと、たいへん許容限度がきついわけであります。言うならば、経済の健全な発展とはある意味においてはそう関係を持たせない、そうして農林水産資源なども絶対的に保護すべきものであるという考え方が一貫して基本法の上にあられておる。私、この考え方にも若干問題があると思うのです。少し一方的な感があるように思うのでありますが、しかし、技術開発とにらみ合わせて常に一定限度の責任を企業家に負わせる、これは私はどうしても必要な事項だろうと思うのであります。責任のないところに向上はあり得ない。責任を課することによって技術開発も行なわれるのでありましょうし、公害防止にも大きく

く役立つ面が出てくるというふうに考へる。したがって、企業に対する一定限の責任を課するといふ、そういうお考えはおありでありますか。

○坊国務大臣 産業公害が発生する場合、その原因者は、そこで企業活動をしておるところの企業者である場合が非常に多いわけです。おそらくそういうったような場合、十中八、九まで企業から公害が発生しておるのだ、かように思ひます。さような意味におきまして、その産業活動から公害が発生するのでありますから、これは企業が第一義的にその責任者であるということをはっきりさせなければならぬ。そういうようなことをごさいますので、いま企業に責任を持たしたらどうか、こういう御質問でございますが、当然そういうった場合が多いのでございますから、企業に第一義的の責任をとらすということ、この法律でもきめておる次第であります。

○小山(省委員) 今回の政府提案を見ますと、全国的な公害防止に対する計画というものが義務づけられていないわけです。野党各派の提案には、そういうところにも何か新しい一つの特色を見せておる。そういう全国的な計画をつくる必要がないのか、あるいはつくるのが困難であるというふうなお考えであるのか、何ゆえこういう計画を法の中から取り除いておるのか、その辺につきまして、これは専門的ですから担当者でけっこうです。

○武藤説明員 ただいまの御質問は、公害防止計画が全国的な視野でなされる必要があると思うけれども、そういう点についての条文が欠けているのではないか、こういう御質問だと思います。全国的な視野におきます「公害防止対策」としましては、第二章の第一節に「環境基準」というものを設けまして、環境基準を維持するためにあらゆる総合的な対策を立てるということがうたつてありますけれども、この点が御質問の点ではないかと思えます。それから第四節に「公害防止計画の作成」というものがありまして、公害が非常に著しい地域、それから将来公害が著しくなるおそれが

ある地域、こういう二つの地域につきまして公害防止計画というものを立てるようになっておりますけれども、御承知のように、公害というものは非常に地域的な問題でございます。また、その地域の公害につきましても、いろいろ原因がその地域、地域によつて異なる点もあるわけでございます。したがいまして、公害対策といたしましては、やはり地域的な計画というものを重視しまして、そこに必要な施策を集中するということが非常に重要な問題であらうと思ひます。したがいまして、特定の地域における公害の防止ということについて、この基本法でうたつておるわけでございます。

○小山(省)委員　その四節に掲げております公害の著しい地域あるいは将来著しくなるおそれのある地域については防止計画を立てなければならぬということでありますが、その防止計画を立てれば――最近のように急激に公害を引き起こす産業が拡大発展をしておりますとき、その公害を引き起こすおそれのある地域に防止計画を立てられると、当然産業はその区域以外にまた新しい発展地を求めるといふことになるおそれがあるわけですから。したがって、あらかじめ全国的に総合した計画を立てておきまさんと、企業はその防止計画から常にはずれる、またのがれるためのいろいろな考え方を起こすおそれがある。したがって、公害に対する問題があとを断たないというよりなおそれがあるやにわれわれは想像するわけでありました。したがって、やはり全体的な計画の上に立つてこの防止計画というものを立てまさんと、結果においてはあまり効果がないのではないかという懸念があるわけです。こういう点についてはどうお考えになっておりますか。

○橋本説明員 小山先生が御指摘になりました全国的な公害防止計画をつくる必要かどうかということとは、この法案の作成の過程においても非常に真剣に討議されたところでございます。この法案の中でどういふぐあいにそれが扱われているかということを申し上げます、まず第一の問

題は、第三条の「事業者の責務」といいますものは、これは全国どこであつても、事業者はその事業活動による公害防止をするために必要な措置を講ずるという責務を課せられたわけであり、現在までのところにおきましては、そのようにどこにあつても公害防止に必要な措置を講じなければならぬという規制のかかった法律はございせん。ばい煙でございぬように、水でございぬようにというような全く理念的な規定だけでございすが、この事業活動による公害防止に必要な措置といふものは、きわめて広範に読めるものだといふように考えております。

それから第二の点でございますが、「国の責務」と「地方公共団体の責務」ということになってございまして、国の責務につきましては、第二節にございまして、種々の排出の規制、土地利用及び施設の設置に関する規制、公害防止に関する施設の整備等の推進というのがございす。これは御指摘のように、確かに規制のかかる面につきましては、少なくとも現行の規制の体系では、規制地域にしか規制がかからないという形になります。ただ、そういう点に對しては、第五条の「地方公共団体の責務」及び第十七条の「地方公共団体の責務」といふものによりまして、地方公共団体は、法令に反しない限りにおいて、国の施策に準じて公害防止の施策をやるということになっておりまして、条例で制定してやるということも当然あり得るわけでございます。そういう点で、公害の問題につきましては非常に地域的なカラーがある問題でございますし、この「地方公共団体の責務」のところにありますように、当該地域の自然的、社会的条件に応じた措置というように配慮の方向がやはり画一的な条件よりも必ず必要なではないかという方として、全体の計画の公害防止についての考え方としては論議の最終にまとめられてこのようになりなりました。ただ、そのようなことだけでは非常に希薄でございまして、やはり現在の段階では、地域的に、重点的に、総合的に施策を講ずることはどうしてもし

なければならぬ。そういう点におきましては、何か基本法でそれを打ち出す必要があろうというやうなことでございまして、それに対しては最も機能的、実質的に応ずる形をやるには、十八條にございまして「特定地域における公害の防止」、このやうな計画を立てまして、第一項第一号にあるやうな、現に公害が著しいもの、第二号にございましてやうな、これから拡大して行くもの、この二つを重点的に取り上げて、まず徹底的にやうていこうというところがこの公害対策基本法の趣旨になつておるわけでございます。そういう意味におきまして、全国的な問題につきましては規定しておるわけではございせんが、重点的なものを前に打ち出すというやうな形でこの法律の構成はできております。

○小山(省)委員 社会党の提案になりましたこの基本法の提案理由の中に、都市公害について外国との比例が述べられておるわけでありす。たいへん何か日本は公害の面で外国よりも降下ばいじん量が多いということが指摘されておるわけでありす。現在の日本のおかれておる実情、そういうものを簡単にでけつこうですから、そのやうな状況にあるのかどうか、この辺ちよつと御説明をお願いしたいと思います。

○橋本説明員 公害につきましては外国の例との比較でございすが、まず非常によくとられます降下ばいじんというところで申し上げますと、現在の東京都の降下ばいじんの汚染の状況というものは、ニューヨークとはほぼ同じやうな状態にあるわけでございます。平均いたしまして二十数トンというところでございます。また、この数字は西ドイツのルール工業地帯の都市群がやや東京よりもひどいのではないかとやうなところでございす。一方大阪等におきましては、現在は東京よりもやや下がっておりまして、大きな都市にしては比較的低いといふことでございすが、ロンドンにおきましては無煙炭のほりにかえてきておりますし、非常にダストが減つてきておるといふ事態がございまして、社会党の方の数字にございま

したように、ロンドンの降下ばいじんは東京、大阪を比べた場合には、ロンドンのほうがかなりよいといふことは事実でございす。

それから亜硫酸ガスのほうにおきましては、現在東京の亜硫酸ガスの汚染は確かに局地的には非常に高いところがございます。ただ、非常に高いとはいへ、現在ロンドン、ニューヨークが経験しております数字に比べますと、まだかなり下であるといふこと、これも事実でございまして、私も、全体平均的に大ざっぱに申し上げますれば、東京全体の汚染というものはニューヨークに比べまして、行政的な立場でいへば大体二分の一から三分の一というところでございます。ロンドンに比べますと大体七割ないし八割というところでございます。四日市等におきましての濃度につきまして、これは確かに非常に高いものがございす。そういう点で、局地的には四日市の局地、大阪の西淀の局地、川崎の局地におきましては、世界的には非常に高い汚染の状態だといふことは、これは事実でございす。

○小山(省)委員 大体日本の置かれておる現状も政府の答弁でやわかるわけでありすが、そこで私は、いろいろまた被害の救済という面がたいへん重要視されてくると思ふのでありす。政府の案でいいますと、被害の救済というものを、司法制度の關係だの、あるいは関係者の権利保護の面から将来十分検討をしなければならぬという形において一応保留をされておるわけでありすが、各党から出されました案を見ますと、これの対策委員会のような機関を置いて、この機関に権限をゆだねる、損害賠償の裁定でありますとか、あるいは差しとめ命令の行使であるとか、こういう権限をゆだねて、このやうな問題に對処しようという考え方を明らかにしておるわけでありす。当然公害問題に關連してこやういふ問題は必ず起る問題でございすので、私はあらかじめ基本法をつくるときにこれらに對する政府の考え方といふものを法の中で明らかにする必要があるのではないかとやうな考えを持っておりますが、こ

の点政府はどのようにお考えになつておられますか。

○坊間務大臣 御指摘のとおり、公害が生じてきた、この被害に對する救済といふことはどうしてもやらなければならぬといふので、本法におきまして、第二十条におきまして「政府は、公害に係る被害に關する救済の円滑な実施を図るために必要な制度の整備を行なうものとする」、こやういふ規定がございすが、この基本法を御審議、御決定いただきますならば、この条項に基づきまして、いまおつしやられた、たとえば被害者の苦情処理の機関だとか、あるいはこれに對する救済をどういふふうにしていくかといふやうな処理の機関といふたやうなものは、これは本法に伴う一つの制度として、この法案を御審議願つたならばこれを策定していかなければならぬ問題で、きわめて重要な問題だと考えております。

○小山(省)委員 將來さういふ問題を考へてみますと、公害關係といふものはたいへん各省にいろいろな仕事が多がつておる。何とかひとつこれをすつきりした形において統一的にこの公害關係の仕事の指導、担当できるやうな行政機構を改善してもらいたいといふふうにならねば考へておるわけでありすが、できればこの基本法を制定しますときを契機として、できるだけ行政間で話し合ひをして、統一的にこの公害關係の行政指導が行なえるやうに十分政府側でひとつ考へていただきたいといふふうにお考へておるわけでございますが、大臣のお考へをひとつお聞かせいただきたい。

○坊間務大臣 御意見非常にぐもつともなことでございまして、複雑多岐なる公害、これをいかにして防除し予防し処理していくかといふことにつきましては、公害行政の統一、一元化といふことはかつてまいりたいと思つておりますが、それにつきまして少し世間で誤解がおありになるやうに思つております。と申しますことは、一つの公害に對する独立した機関と申しますか、そやういふたやうなものをつくつたらいいじゃないか、

こういうふうな御意見があるわけでございますが、それにつきましては先ほど申し上げましたとおり、発生する公害の源泉というものがきわめて多岐にわたりますので、それで各省庁にわたってある。そういうふうな各省庁から公害というもののだけを取ってきまして、そしてそれを処理するといいますが、これは産業に伴うものであつてみたり、交通に伴うものであつてみたり、いろいろその背景があるわけなんです。その発生した公害だけをとりまきまして、先ほど大原町のことと申し上げましたが、非常に多岐にわたつておる。そういうものでございまして、そこでそういったような公害が発生するような事項を所管しておる役所、また、厚生省のごとき被害者の立場に立つ役所、といったようなところの責任者、その行政の衝に当たつておる責任者、これが集まりまして、そしてこれに行政の最高責任者である総理大臣が長として、そこでいろいろの討議をやりましてやつていくことが、非常に重要な、産業だ、やれ交通だ、やれ何だといったようなものから生ずる公害だけをとりまき、一つの機関をつくるよりも、そしてやつていったほうが結局総合的な一元行政がやれる。こういうふうな解のものと今度御案内の公害対策会議というものをつくつた次第でございます。何にいたしまして、これは強力に統一にやつていかなければならぬといふことは申すまでもないこととでございます。

○小山(省)委員 まあ、いまの行政機構の中であまりむずかしい理想を御注文しても、それは確かに無理であると思ひます。無理と思ひますが、私はやはり、あくまで被害者の立場というものが常に大きく取り上げられ、その権利が守られなければならないかと思ひます。むしろ企業は加害者の側でありますから、ある意味において最も救済しなければならぬ被害者の利益を代表する役所が、この問題について特にリーダーシップをとつて法の運用に当たつてもいいと思ひます。ややもすると法の精神がゆがめられた形において施行

されるおそれがないではないわけでありまして。私は、そういう意味で、できるだけ一元的に公害関係の仕事は処理してもらいたいという強い希望を持っておるわけでありまして、将来ひとつ、行政機構の改革にとらみ合つて十分協議等においてこの点を大臣から力説して、そういう方向に日本行政機構が向かうように御努力をお願いしたいと思ひます。

もう時間たつておりますから、いずれにしてもまたゆつくり御質問を申し上げたいと思ひますが、ただ最後に、悪臭が今度公害の中に包含されておるわけでありまして、この悪臭をどういう形において防止する基準をきめるかということですが、しかし、これが従来比較的放置をされておりました関係から、たとえば尿の処理場をつくるにしても、あるいはごみの焼却場をつくる場合においても、関係住民から非常に反対が出来るに、この施設がなかなか住民の理解を得るところにならないわけでありまして、地方自治体はいつもこの問題で悩んでおる。しかし、はつきり基本法の中で悪臭に対する基準というものが定められ、取り締まられるということになれば、そういう従来トラブルを起した問題等もおのずと解決の方向に向かつていくのではなからうかといふふうに考えておるわけでありまして、この悪臭の問題につきましても、基本法の中でどういふお考えで処理されるおつもりでございませうか、その辺をひとつ承りたいと思ひます。

○橋本説明員 悪臭の問題は、先生から御指摘のございましたように、非常に基準のきめにくい問題でございます。ただ、基本法でも、環境基準のところでは悪臭をできないといふことで省いております。ただ、第九条の「排出等に関する規制」の第二項の中で、前項に準じて必要な措置を講ずるようになつておりますが、これは、ばい煙とか水質のように排出濃度をきめて画一的に規制をするといふのはちよつと無理だといふような立場に立ちまして、施設の構造であるとか、あるいは特殊

な設備であるとか、操業の条件、時間とか、そういうものをきめてやつていこうということとでございます。特に御指摘のございましたごみ焼却場等を例にとりますならば、炉体の中の温度を大体九百度以上の燃焼温度に上げますと、悪臭の問題といふのは非常に解決されます。あるいはこれは投入するダンパーといふようなところへ降圧しますと、全部外に空気が出ない。また、拡散をはかるために煙突を高くするといふようなことで、現在できております東京の最新のごみ処理場は、悪臭の問題に対しては全く心配がないといふことでございまして、尿処理場等の古い施設につきましては、先生の御指摘のような問題のあるものは、これはほとんど解決しなければならぬといふように考え、厚生省においても、公害部の中に環境整備課が入つて今後努力をいたすわけでございまして、新しい尿処理場という点においては、硫酸水素等についてはスクラバーをやつたり燃焼したりするといふようなことによりまして、そのような措置をとられております。全体の規制はむずかしいところからございまして、清掃法、下水道法、へい臭処理場法等の個別的規制の法の中に盛り込んでやつていくといふことで進めていきたいといふふうに思つております。

○小山(省)委員 まだ将来公害として取り上げなければならぬ問題が相当残されておるように私思ひます。取り扱いは技術的にもたいへんむずかしい問題であります。いずれにしても、この基本法が定められれば以上は、その精神にのつとめて、それぞれでできるだけの防止につとめなければならぬわけでありまして、ひとつ基本法に関連する付属法規をつくる場合において十分きつた点に注意を払われまして、国民の中からそういう公害に関する不満がさらに大きくならぬよう関係当局で十分御善処願ひたいと思ひます。

各党から出されました基本法につきましては、日をあらためてまた御質問を申し上げたいと思ひております。

きよりは時間もありませんので、田村君に譲つて、私これで質問を終わりたいと思ひます。

○八木委員長 田村良平君。
○田村(良)委員 政府提案の公害対策基本法案につきまして、少し御質問いたします。
私は、四十年ですが、できました公害防止事業団につきましては、実は非常に疑点を持っております。国民生活に最も重大な関心のありますこの公害が一事業団法で防止できるかといふことを率直に考えております。言うなれば、これはたいへん広範多岐をきわめた、しかも内容においてはまさにデリケートな困難性をたくさんかかえ込んだ公害対策について、このたびの基本法案が提案されておるわけでありまして、
〔委員長退席、小山(省)委員長代理着席〕
私の率直な見解を述べながら逐次御質問をいたします。
法第一条に事業者、国、地方公共団体の責務の規定がございまして、この責務といふのは一具体的にどういふ責務をお持ちになつてゐるのか、目的の大事な点でありますので、これを率直にひとつ伺ひたいと思ひます。
○坊間務大臣 第一条の「事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務」でございますが、これらのものが公害を防止する責務を持つておるといふことを端的に表現したのがこの責務でございます。

○田村(良)委員 責務のやりとりでなんですが、これは一番大事なところですね。日本の公害を特に対策する基本法でありますから、事業者と国と地方公共団体は公害の防止にどういふ責務を持つておるか。この責務に基づいて、第二条以下どういふことをするのだといふことになると思ひますが、それは責務を持つておられますだけでは、どういふ責務かわからない。内容についてちよつと伺ひたい。

○坊間務大臣 責務とはどういふことかというお話をさせていただきますが、第三条以下に、「事業者の責務」、「国の責務」、「地方公共団体の責務」、

防止事業団の融資によってやられたものでござい
ますが、それは第二十三条に該当するものであろ
うというように思っております。

以上のようなことが個別に行なわれております
が、政府全体としてやるといふことのために、次
の第四章第一節の「公害対策会議」において根本
的な方向を検討するといふことが、この公害対策
基本法の考え方でございます。

○田村(良)委員 二十条の先まではまだ御質問し
ておりませんが、えらい答弁がされてゐる。私の
聞いておりますのは、法第四条には「基本的かつ
総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務
を有する。」だから、どういふ責務の内容かとい
うまお聞きしましたら、一例、四日市については環
境基準がまだ示されておらず、こういうものでは
が、おろそかというのですが、四日市の現在の公
害に対しては、少なくとも次の施設をすることに
よつてこの公害はなくなる、その責務を国が持つ
てこそ法律の価値があるのですから、いまの御答
弁でまだ標準を示されておられません。これからお
ろそかとしておる。二十条までずっと行つてし
まったのですが、逐条御質問をしておりますが、
具体的に現在発生して、あるいは厚生省なり各省
が察知しております明らかに原因のわかつておる
公害に対して、それを絶滅する法律がでないとい
ふのは、ここで基本法の質疑応答するのは全くむだ
な努力だ、私そう考えます。ですから、具体的に
言うならば、いま大臣がちょっと一例を示された
大原町の交差点、これは何べんも引き合ひに出さ
れております。あそこにおける交通調査は昔だつた
ら防犯面をかぶらなければいけません。ですから
、これは交通の取り締まりとか公害の取り締ま
りでなくして、ほとんど想像にあまるような車が
多いといふこと、その車は当然排気ガスを出すの
ですから、排気ガスがある限り、何ぼ公害基本法
ができてだめなんですね。いま大臣は、立体交
差でも早くしなければならぬ、こういうお考えで
す。それすら行なわれておりません。いまお話を
よりに、責務の内容といふものが法律上明確にせ

られて——いま申し上げますように、きわめて端
的な例をあげれば、これ以上の排気ガスを排出し
てはならぬ、それがためには車両制限から全部起
こつてくると私は思うのです。車だけはかつて
につくらしつておいて、排気ガスはかつてに吹き出
させて、そしてこれを取り締まれといつても、
ちよつと無理じゃないですか。そういうことはど
にもうたわれておりませんので、せつかく公害対
策基本法といふ法律をつくられても、御説明はま
ことにけつこうですが、肝心の被害者たる国民
は、これができておちつとも救われぬ。毎日公
害は発生するわけでありまして、そういうこと
で先走らずに、第四条にいう国の「基本的かつ総
合的な施策」とは何ぞや、その基本的、総合的
施策は次の施策、その施策は即現状のこれこれの公
害にこつたいわゆる禁止ないし絶滅の対策が
できると、公害を防止しないし絶滅する対策が法律
にうたわれぬ限り、私はただ法文の解釈の質疑応
答に終わるのじゃないか、こう思いますが、第四
条にいう国の「基本的かつ総合的な施策」、それ
の責務をもう一ぺん御説明願ひたいのです。

○橋本説明員 第四条に規定してゐる国の「基本
的かつ総合的な施策を策定し」といふ、この施策
とは何かという御指摘でございますが、これは先
ほどあまりいろいろ申し上げまして恐縮ござい
ましたが、第二章に掲げた「公害の防止に關する
基本的施策」といふところで、第一節の「環境基
準」と第二節の「国の施策」の中に、この個々の
施策としての事項が示されておるわけございま
す。ただこの場合、あくまでも個々のものが出さ
れておるわけございまして、ある事象を解決す
るためにどれを優先して、どれをどんなテンポ
でやつていくかという問題になりますと、これは
非常に政策的にいろいろな判断を要することに
なつて、このようないくつかの事項だけを起こして
はならないといふことで、それが対策会議である
は対策審議会にかかつておりますが、いま先生の
御指摘になりました基本法だけができて、いま
あるものをこの条文に当てはめても意味がないで

はないかという点につきましては、この基本法で
は直接規制の力を發揮いたしませんので、その点
になりますと、個別の規制法にその具体的な規制
が移る、あるいはこの個別の公共事業をだれが実
施するかといふたような形の法律の権限を志向し
ていくことになつてくるわけでございます。その
法律が一々整備されてゐるものもあり、今後制定
されていくものもございまして、そのどの法律
をいかに組み合わせるでどのようなテンポで進める
かという点が、この目的にございまして、その事
項を達成するための「基本的かつ総合的な施策を策
定し」といふことになつておるわけでございます。

○田村(良)委員 せつかくの御答弁ですが、そう
すると、法第四条にいう国の基本的、総合的施策
とは、つまり第二章以下に述べてあるわけだ、そ
れが第四条にいう基本的、総合的施策、こうなり
ましたら、第二章の第一節、たとえば八条を読み
まして、何も規制措置はないわけですね。何も
基本的な施策はないですね。ただ「大気汚染、
水質汚濁及び騒音に係る環境上の条件につい
て、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境
を保全するうえで維持されることが望ましい基準
を定めるものとする。」望ましい基準とは次のとお
りといふことではないわけですね。そうすると抽象
的なことを、ただ公害に対する基本的な考え方
が、こういうことは総合的に行なわれる必要があ
るであらうといふことを、たとえば第二章以下に
述べられた。こういうことであつて、私のお聞き
したいのは、これだけやかましい公害だから、法
律をつくつて公害を防止する以上は、排気ガスに
対してはこつ、四日市ぜんそくに対してはこつ、よ
うな施策が講ぜられる、その施策について国が責
任を持つて次の施設をつくるのか、そういうもの
が出てこないか、この基本法といふものが、何か
私としては、いかにたくさん人の人が集まつて作
業せられたことについて、大山鳴動ネズミ一匹と
は言ひませんが、この辺はどうでしょうね。

○武藤説明員 御質問の御趣旨は、基本法が提案
されて具体的に公害防止の実効があるやうなこ
とにならないのか、こういうやうなことだろうと
思ひます。これにつきましては、先生これは条文
をごらんになればわかると思ひますけれども、こ
の公害対策基本法はいわゆる基本法でございま
して、しかも理念的なことを中心としたしてあり
まして、具体的に公害を防止する規制そのものは、
それぞれいままでの実体法なり、あるいはその改
正なり、あるいはこれから新しくつくろうとする
法律によつて具体的に確保される、あるいは防止
されていくといふことかと思ひます。それにつ
きまして、そういうふうな実体法の改正なり、あ
るいは制定につきましては、先生の御質問のありま
すやうに、早急に緊急を要するものから実施しな
ければいけない、かやうに考えておるわけであ
ります。もちろん、理念法ではございまして、
も、たとえば環境基準とか、あるいは公害防止計
画とか、あるいは対策会議とか、具体的な点も規
定いたしておるところでございます。

○田村(良)委員 そうすると、ちよつと私おかし
いのですが、いま資料としていただきました「公
害対策基本法案関係資料」、この中にはばい煙規
制法年度別指定地域とか、水質保全法年度別指定
水域、公害防止事業団の事業進捗状況、公害関係
主要法律、こつ出ておりますが、三十三年とか三
十九年とか四十年とか、過去につくられたそれぞ
れの具体的な法律でやるのだといふならば、これ
はつくる必要はないんじゃないですか。その法律
を現況に合うやうに一部改正すれば……
○武藤説明員 もちろん具体的な規制につしまし
ては、各実体法によりまして整備をはかつていけ
ばそれで足りるという考え方もあると思ひます。と
ころが、今回この公害対策基本法を提出いたしま
したのは、いままでいろいろな実定法がありま
す。また、いろいろの法律以外の努力も関係者は
いたしておられますけれども、御承知のやうに、わ
が国の経済が急速に発展いたしまして、公害問題
が非常に各地で問題になつておりますので、こつ

いう点につきましては、やはり個々の実定法で早急に公害に対処すると同時に、やはり公害についての対策のいろいろの基本的な方針というものを関係者が統一いたしまして、また総合的に対策を立てていくということが必要であるということが認識されましたので、今回公害対策基本法というものを策定いたしまして、公害についてのいろいろの規制が統一にかつ総合的に行なわれていくということについての推進を果したものと考えております。

○田村(良)委員 オウム返しになりますが、私にはちよつと受け取りがたいのは、ばい煙、大気の汚染、廃液あるいは水質の汚濁、騒音、それぞれを取り締まる、あるいはそれぞれの公害に対する完全な処置がなされる法律があるとするは、何もこんなものは要らない。抽象的な理屈を言つて、あらねばならないとか、規制すべきであらうとか、地方公共団体は云々というところは要らないです。そうすると、これはいま申し上げたように具体的な公害発生の原因を除去する施設さえできればいいわけですから、そういう点で私は納得いきませんが、時間もおそくなつておりますので、この問題は一応保留して次に移ります。

そういうことになりましたと、第五条に、地方公共団体は、「自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定」、またここで施策が出てまいりますが、国の場合には基本的、総合的の施策をつくり、地方公共団体は自然的、社会的条件に応じた公害防止をやる。地方公共団体がやらなければならぬ自然的条件に依じた施策とはどういうことでしょうか、あるいは社会的条件、これは非常にむずかしいと思うのですが、どうしてこういう用語を使われて施策をするか、これをひとつ具体的に、地方公共団体は自然条件としてはこういうことをやるんだ、それは公害の絶滅にどういうように影響するか、ちよつと御説明願いたいと思います。

○橋本説明員 自然的条件で何か特殊なことをやるとはどういふことかということでございます。

が、これは具体的に申し上げなければ、ある場所に非常にうしろに山がびよぶのようになって、そこに発生源施設がある。そういう場合に、公害の発生源施設は同じでございますが、自然の条件の不利によつて生ずる公害の状況というのは非常に違ふわけでございます。そういう場合に、その地域に応じた条件の設定のしかたをしななければならない場合があるわけでございます。現在規制法をかけたところにおきましては、この地方条例ということができるわけでございますが、地方条例では、いま申し上げましたような自然の条件が自分のところには不利だといった場合に、現行の規制法で考えておるような基準を非常に上回るような非常識な基準を課することはできないと思ひますが、現行の規制法で課せられていような基準で、排出基準は同じであるが、たとえばそこは煙突が普通より高くなつておるという形で特殊な手を入れた条件をきめるというようなことがあるわけでございます。

また社会的な条件と申すことになりましたと、たとえばある場所に果樹園等がございます、その地帯は非常にそのような農業や果樹園等の問題が大きなところであるということになってまいります。川崎と東京とは非常に社会的に意味が違ふわけでございます。そうしますと、その工業とその農業というものの関係で、ある特定の時期に特別の措置をする。現在千葉におきましては企業群と農業関係と行政が話し合ひまして、ナシの花の咲く時分に特殊な対策をやるというようになことをいたしておりますが、これはある意味では自然的ではございますが、その地域の社会的な条件によつてそのようなことをやっているといるようなものであらうと思ひます。

また、ある所におきましては、非常に未発達の状態、産業が何とかしてほしいという地域もあるわけでございますが、その中に、東京、大阪のまん中にやってくるときに非常にきびしく課するような条件の基準までも課さなくても、まわりで公害を起こさない程度に必要なものであればよいのではないか。このようなことがございまして、自然的、社会的条件に応じた施策ということを書いたわけでございます。

○田村(良)委員 それでは御参考になります、先般茅ヶ崎で砂利採取の非常な行き過ぎといいますが、大きなブルミたいになりまして、子供が二人水死した。こういうこともありました、私の体験で、ずばりそのものでお伺ひします。自然的な問題で、ある山で急に採石の作業が始まったために、すぐ隣にありまして小学校はとびらぎを締めても、全然教室などで授業できない。したがつて、どうしても学校が移転をするか、作業をやめてもらうか、どちらかですね。そういう点で学校当局としては困りまして、いろいろ問題が起つたわけでありまして、その結果、この工事を差しとめる権利は学校にない。そうすると、ちよいちよいハッパがかかりましてから石が飛んでくる、子供の通学にも危険になる。学校が校舎を移転をして騒音のないところに行けば一番安全ですが、そういうことが起こつてきます。

今度は公害基本法で、ここにわれわれが地方公共団体は自然的条件に応じた公害防止の施策をする、それが地方公共団体の責務となりますと、これから新しく工場誘致が行なわれて、いままでも歴史的にも現在のにも何ら影響がなかった静かな場所に、いま申し上げましたような現実の問題が起つてくる。その際差しとめができた、学校の移転を全部地方公共団体の責任で促す、そういうことまでこの法律が及ぶものですか、ちよつと御参考になります。

○橋本説明員 現在、先生のおっしゃいましたような問題は最もむずかしい問題でございます。そういう場合に差しとめができるかということになりますと、この公害基本法ではどういふものがあるか、おそろく学校とその事業者、あるいは学校と地方当局との折衝になるのではないかと、あるいは民事になるかもしれないし、そのような場合にどのような判決が出てくるかという

ことだと思ひます。それでは、司法上の処理にまかすことだけでは非常にまずいという問題がありまして、そのようなものに対してどういふうまいに地方条例で何か設けることができるだろうかということでございますが、いまおっしゃいましたような問題、一つは騒音の問題というものがございまして、これは時間調整と、それから採石の場所の状況いかにありますが、そのようなものによつてどの程度調整できるか。しかし、谷間においては事実上非常にむずかしい問題があらうかと思ひます。そういう点で、そのような採石を許すか許さないかという点のほりが、むしろ、そのような事業を開始する前、採石業としてやらせる問題の前に一つあるのではないだろうかということで、私どもの所管ではございませんが、通産省、建設省サイドが採石業のほうの取り締まりについて、公害防止の観点から検討を始めたというように承つております。

また、ほりが出るといふ問題が、先生のおっしゃつたような場合にあらうかと思ひますが、その場合には機械的な破碎工程でございまして、機械的な破碎工程から出てくる粉じんを押さえるというの、これはかなりの程度に現在では可能でございます。

もう一つは保安の問題で、上から落ちてくるといふことでございますが、それを公害関係の法規で押さえるというものは、これはなかなかできないものだと思います。ちよつと私にも思つております。

そういう意味で、決して万能の形ではできないものでございまして、地方におきまして開発をする場合に、ある企業を持つてきた場合に学校にどういふ影響が及ぶか、それとも学校をどこかに移すか、学校のほうを保護してやるというこの方針を決定してやっていくのがほんとうの筋道ではないだろうかというものが、この基本法の立て方の根本でございまして、直ちに役に立つ形ではございません。

○田村(良)委員 ちよつと非常に重要な問題にな

ります。この法律では、当該地域の自然的条件に応じた公害防止に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。いまのお話を聞くと、そこまではいいけれども、むずかしいと思います。これじゃ学校に石が飛んでくると、煙がどどんこというが、学校は移動もできないわけでもない。こういう場合、少なくとも地方公共団体が自然的条件あるいは社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、そして実施する責任を持つ、その公害のよって来た原因と現実を処理する責務を持つのですから、持つのに、責任ある形がでないとなりますと、書いただけのものがある。われわれしろうとが読むとそうなります。だから、そういう事態が起こってはならないが、もし起こる場合には事業認可をどうするか、認可すれば、地方公共団体は直ちに策定した計画を実施するその責任を持たなくちゃならぬのです。何もなしというなら、これまたやっぱりわれわれ陳情して、同じように関係者走り回って、同じように陳情せねばいかぬ。教育委員会に行け、建設省に行け、通産省に行け、厚生省に行け、文部省に行け。それでは全然だめです。ですからそういうせつかつの基本法というものを、大前提をおつくりになるとすれば、私はそういうことが当然ではなされるものだと思うのですが、それは格段の責任がないということになりますと、自然的、社会的条件に応じた公害の防止の計画を何ぞ立てられても、あるいは実施の責任があると書かれても、ただいま田村良平の質問したその具体的問題についてはどうとも申し上げられませんが、これはいかぬと思ひますが、そういうことがいままでも一番重大な問題であったですね。これについてもう一ぺん御答弁をお願いします。

○坊間務大臣 いまの御例示されました採石場と学校との問題でございます。これは公害対策基本法が関知しない、そんなことを考えておるわけではございませんが、一体公害というものはどういふものを公害というかと申しますと、第二条に「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範

囲にわたる」云々、こういうふうに書いてございます。もちろんこれは学校でございますから、たいへん大いの子供さんもおられますし、相当広範囲というところもいわれるのでございますけれども、そこで、その学校が採石をする事業によつて非常に騒音だ、ほこりだ、いろんなことで困つておるといふことにつきまして、直ちに基本法を適用する——むしろこれは一種のそういうような人間に対していろいろ障害を与えるといういふたきなればならないと思いますが、直ちに公害基本法でいくか、あるいはそうでなしに採石法とか特定のそういうったような法もある。それから、その学校がおそらく公立の学校でございますが、これはその市町村とその採石をやつておる事業者というものはつきりとした関係なんではないかと思いますが、そこで市町村とそういうたような青を起こしておるところの事業者との間の話し合い、交渉といったようなことも、これもやはりやらなければならぬ問題だと私は思います。そういうたようなことを直ちに公害基本法でもって処理していくというには、人体に障害を与えるということについては、何としてもこれは除去していかなければならぬけれども、いろんな角度からこの解決というものについては考えていかなければならぬ問題ではないかと考えております。

○田村（良）委員 それではその問題は後ほどもう一ぺん触れますので、一応その程度でおきますが、私はやはりそういうた具体的公害の問題が処理されていくような方向で立法されるべきであり、そういう措置が講じられなければならないと考へます。後に出てきますのでもう一ぺんお尋ねします。

それで、ただいまこの委員会でもういふん論戦がありました。第八條にいう大気汚染とか、水質汚濁あるいは騒音の基準ですが、私は土佐の高山の山紫水明の郷里を持っておりますが、われわれの小学校時代には隣の川で平気で裸で泳ぐたわけですが、いまはほとんどそういう川はあり

ません。大臣もしょつちゅう言われますが、たとえば隅田川に例を引かれますが、これは台所のお互いの食器類その他にカビがはえるなり、腐敗がひどかった。いまはどういう程度になつておるか知りませんが、あのときもさんさんやかましく言いました。なかなかなこれは問題が解決しませんでした。コイが泳ぐとか、アユが通るとかいろいろ言います。あるいは上高地の問題も出てまいりますが、みんなが一番聞いておきたいことは、一体どの程度で基準を引いているか。言うべくして非常にむずかしいのですが、われわれはこの問題について、抽象的なこの基準で、これからどの程度にしたら河川あるいはその他の問題が出るか。一例を引きますと、この部屋の中でたとえば私がでつかい声を出しますと、これはやはり騒音防止ですね。これはあまりどなられるとやかましく聞かぬ。これも公害のうちに入ります。というなら羽田の飛行場はどうだ。あれは一大騒音だといふことになります。ジェット機は飛んではいかぬ。飛行機の発着を停止せなければいかぬ。こういうことになつていけばこれは実にたいへんなことになりまして、そういう点について、騒音その他の基準を示すという点については、具体的にどううかと、こう質問をされたら、これは一体どういう御答弁をされるか。たとえば羽田の飛行場の発着場、これは騒音の最たるものでしょう。そうすれば、これは飛行機が飛べなくなる。そういうことで、ほかのことも言つていきますと、たとえば隅田川の水なんというものは、いろんな廃液が流れていく、基準を引くということはたいへんなことになると思ひます。最悪の事態になれば、当該事業すべてを禁止せねばいかぬということが当然起こると思ひますが、そういう点で、一体この法にいう基準、水質汚濁とか、大気汚染とか、騒音というもののついて基準を示す、これはどの程度の御考慮をもつて臨むのかお伺いしたいと思ひます。

○橋本説明員 第八條の環境基準でございますが、そのうちの大気汚染という点と水質汚濁と

騒音と、みんなそれぞれ性質が違つてございます。大気汚染という場合におきましては、一つは健康の保護は絶対である、こういうことでございまして、健康に障害を生ずるようなあふないものを置いて基準にしようという考え方はございません。これは全くきりぎりぎりのことでも非常にあふない。それに対してどのよう程度の安全率をもつてきめていくかということが問題となるわけでございます。しかしながら、健康には直接影響はございせんが、生活妨害としての性質の問題、たとえば降下ばいじんなんかはその例だと思ひますが、これは住宅地域と工業地域とでは差があつても当然ではないかというふうな考え方、立つておるわけでございます。そういうことで、直接健康にかかわるような考え方、それ以上、それに対して安全率を見込んだ考え方、また、よりよい生活環境を保つためにはどの程度の水準にまで保つか。非常に卑近な例で恐縮でございますが、たとえば東京の中でキンコクセイが全部咲くというところは非常にむずかしい。しかしながら、通産省の前では沈丁花が咲いておりますが、あれが咲くぐらゐな濃度といへば、厚生省の霞ヶ関のモニターでははかつて濃度ぐらゐが沈丁花の花が一応咲けるというふうなことになるおります。そのような水準をきめましてそれを基準とする。

次の水質のほうでございますが、水質のほうには、直接飲むかあるいはそこで泳ぐかということ以外には健康には直接かかわつてきません。ただ、間接的に、有機水銀でよごれた魚を食べるとかいうことによつて非常に恐るべきものを引き起こすというリスクがございまして、飲むか、泳ぐか、有毒なものを食べるかということについては、あくまでも健康の観点からこれを処理すべきだということに考へておられます。ただその場合に、水域によりまして、隅田川で泳ぐということなどはだれも考へておらないわけでございますが、あるいはほかの場所では泳ぐということがあるわけでございますから、水域の用途に応じてその場

所の水質をきめるということは、大団国際的にはそのようなやり方をしておりまして、現在の水質保全法も水域を指定してやっています。ただその場合に、先生の御指摘のように、なかなかそれが及んでこないじゃないか、よくなるのを待っているという御批判があると思いますが、水質基準をきめる場合には、水域の用途に応じて基準をきめていくということが最も妥当であろうと思ひます。隅田川の場合には悪臭を発生しない程度という基準でございまして、また四十八年を目途として、ハゼが住むくらいな程度というようにことを目標とした基準でございまして、

それから騒音の場合におきましては、現在の段階におきましては、先生の御指摘のように世界各國ジェットの問題には非常に悩んでおるわけでございますが、これにつきましては、はなはだしい生活妨害としての現象としてとらえております。この生活妨害によって起こりますことは、夜眠れないとか、学校の授業ができない、それで教育が低下するとか、あるいはいらいらするといったような問題でございまして、そういう点では、これは直接的に健康ということよりも、間接的にいろいろ情緒的なこと、心理的な問題を引き起こすものだといふふうに考えております。これは生活環境の保全ということにかかわりました点では非常にむずかしい問題でございまして、この点につきましては、公共性というふうな問題もございまして、できるだけ音を下げ、少なくとも夜は眠れるように、また学校の勉強ができるようにするといふことが基本でございまして、そういう点におきまして、今回運輸省が提出しております公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律といふのは、学校と病院等につきましては措置をいたしておりますが、個人の住宅には及んでいないというところが、夜は眠れるように措置をするかという点が、夜は眠れるようにしなければいけないというところでございます。ただ、もしも非常に異常な飛行機があらわれまして、その飛行機が飛べばその辺が全

部どころかなるといったような飛行機があらわれずならば、断然これは健康絶対ということが基本法の立場でございまして、そのような怪物のような飛行機に對しましては絶対ノーと言つてもいいでございまして、騒音につきましては、地域的に差があり、時間的に差があるということを考へてやっております。

○田村(良)委員 それには九条に関連がありますから、いまの御答弁であわせてお伺ひしますが、国の施策として事業者の守るべきいろいろな基準を定めるといわれておりますが、非常に複雑な各種の産業ですから、業態別にそれぞれケースが違ふと思ひます。それを国のほうは施策として必要な規制をする、そういうことが具体的に實際やれるのか。

それといふ一つ、学校、病院等については幾らかやっておりますが、一般住民についてはやれないと言ひますが、そうすると、この法律九条二項等にいます騒音とか振動、地盤沈下、それそれの公害防止のために必要な措置を講ずるとありますが、たとえばいまの隅田川にはどういふ措置を講じますか、あるいは羽田の飛行場に具体的にどういふ措置を講ぜられますか。

○橋本説明員 隅田川にどういふ措置を講じておるかといふようなお話でございまして、隅田川の一番基本は公共下水道の整備でございまして、大体系年二百四、五十億は上回っておりますのじゃないか。それだけの公共投資をいたしまして、トータルの約三千億の下水道整備をやっておりますわけでございます。そのほか各工場の除害施設であるとか、あるいは公害防止事業団のような事業も、全く小さいものではございまして、やっておりますものもございまして、河川の浄化のためにしゅんせつをする、あるいは先ほど大臣のお話にございまして利根川水系から浄化用水を流すというところによつてこれを達成しようとしておるわけでございますが、最終目標は大体四十八年ごろになつてくるというのが隅田川の場合になつております。

羽田の場合にはどうしておるかということでございますが、これは運輸省と地域住民と東京都が一緒に羽田の騒音対策協議会なるものをつくり、数年前から非常に努力されて、深夜の飛行機の発着をある時間をきめていないというところの原則をきめられたわけですが、もちろん、不時に着陸をするとか、あるいは時間変更が不時に起こつたといふことではない方ないものは別でございまして、十一時以降の朝の六時まででございまして、その間は原則として発着しないという形をとっておりますこと、飛行機の航法を規制いたしまして、なるべく海の上を上がるといふような航路をきめ、運輸省では飛行機の騒音をモニターするためのステーションをつくられて、それに違反するような航空機会社に対しては注意をするといふこと、あとは学校の防音装置をやっておりますわけでございます。

先ほどちよつと申し落としたが、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律には、ある一定の地域におきましては土地の買い取り請求の措置もとられておりましたが、その点におきましては非常にひどいところにつきましては、一応の措置の道は新しい法律では開かれようとしておるということでございます。

○田村(良)委員 それでは、隅田川は四十八年を目途として鋭意公害の除去にとめておるといふことでございますね。それから羽田の問題は、言へばよくしてなかなか困難だと思ひます。私はこの公害基本法は、最も大きな公害の現象に對しては、わゆるきめ手というものは、得べくして実にはなかなか簡単にはいかないかといふことを考へまして、やはりケース・バイ・ケースで、一日も早くそういった発生の事実を解消する施設ないし対策がむしろ急がねばならぬ。そのためには、ただいま御答弁になりました過去においてできておる具体的な法律をむしろ一部改正をして、その法の規制を強めるとか、あるいはそれに予算を多くつけてすみやかに実施をさすという方向が急がれるのじゃないかと考へます。その点、五年も十年もこういう状態ではうっておかれたので

は、そのことでこちらの命が續かなくなりまして、それは一応この辺でおきますが、その次に、ただいま触れられた山で採石が始まるという学校等についてでありまして、この十條には土地利用の規制措置がうたわれております。次に十三條には、公害予測の調査実施の規定がございまして。私は一番これに興味を持つわけでありまして、公害の予測調査が行なわれて、明らかにたいへんなことになるといふことになれば、それは当該事業の産業といひますが、それらのものは禁止しなければならぬ。それを認めておいて公害が発生する、また新たな法の適用をするといふのはたいへんなことだと思ひます。したがつて、今日の公害をすみやかに絶滅して、新たな公害の発生を防止するためには、この法第十三條にいう公害予測の調査をする。そうなた場合、その土地にある事業が認可を求めてきたが、その事業内容を予測すれば明らかに公害が発生するとなれば、その土地の利用は禁止されなければならぬ。土地の利用をやつておると、どんどん工場ができ、公害が発生する、それがこちらのほうでは予測調査でちゃんと初めからわかつておる、こういうことが必ずセクツ的には出てくると思ひます。したがつて、ここいら辺の公害の予測調査、その実施の結果によつては土地の利用といふものは禁止されなければならぬ。私は十條と十三條はそういう関連性を持つておると思ひますが、こういうことについては立案者のほうでは一体どういふ趣旨でこれをつくられておるか、また事実上それができるかどうか、それをあわせて御説明願ひたい。

○橋本説明員 初めに第十條の土地利用のこととありますが、これは御承知のように現在都市計画法と建築基準法が中心となりまして、設置についての用途別の規制を一応やっておりますわけですが、これに對して抜本的に改正するといふことを現在建設省が中心となつて検討されておるところでございます。それによりましてかなりの改善が見られるように私も期待をいたしており

ますが、その次の施設の設置に関する規制と申しますのは、これは公害の原因となる施設の規制という事でございまして、土地利用の用途地域をきめるという事でございまして、ある一定の平面の地域を用途地域の色を塗るといふ形でございまして、あるところに具体的にこのものが入れればどうかというこの審査が行なわれるわけでございまして、従来から用途地域のきめられたところでは、建築基準法の定める範囲内においては施設の設置の規制ができることになっておったわけでございまして。今後工場の立地等の規制が必要だということと現在の検討が進められておるわけでございまして、すでに首都圏、近畿圏の工場設置制限の地域では、一応の制限の措置がかかっているところというふうに思っております。これが先生のいらっしゃるように最も基本のところであるというふうに私も思っております。

それから十三条の公害の予測でございますが、ここであげております公害の予測と申しますのは、現在通産省と厚生省の両方で開発地域の事前調査というのをやっております、発生源の状況や環境の状況等を詳細に精査いたしまして、その結果に基づいて、これは煙突をどうしなければならぬとか、企業の規模をもう少し抑えなければいけないというような、具体的な行政指導で動き出したところでございますが、これがどのような規制手段と結びつくかということが今後の重要なところだと思っております。先生のおっしゃる施設の設置についての規制で、この施設が入ってきたらどういふ公害が起るかという予測をするのではないかとこのように思いますが、個別のものについては、どのような施設が入つてくればどのような公害が起るかという事はほとんどものは明らかでございますので、むしろ、それは公害の規制法の問題、あるいは立地についての制限についての措置として対処すべきであらう。公害の予測の調査といふものは、むしろ地域開発等の場合に使うべきものであると思っておりますので、私どもの調査の結果は、現在は厚生省か

ら建設省の都市局と合同で討議をいたしまして、都市局のほうで必要な場合は用途地域の改定等をやっておる事例も一部にはあらわれてきております。これを制度的なものに持っていくたいというふうな考えでおるわけでございまして。

○田村(良)委員 私はいまの御説明の趣旨はわかりませんが、やはり公害が起ることがあらかじめ調査でわかれば、それは土地の利用も、そういう事業についても禁止措置が何かしないと、抜かれるところは抜けてきて、公害が起つてからまたその問題に手当てをするのでは、この法律ないしはこの調査というものは非常に意味が薄いと思います。この点はやはり私の申し上げたような点で、内容の充実といふか、やらないと、土地のほうは建築基準法でいろいろやっておりますからと言われたのでは、合法建築なら許可するにきまつています。そうなつてきますと、申し上げたようにまた各省別々に分かれてばらばらになつていく。それは現状のままと同じでありますから、こういう基本法をつくらせて総合対策を打ち出す以上は、それについての措置と申しますか、それが必要じゃないかと思ひます。

たいへんおそくなりまして恐縮でございますが、最後に一点お伺いしますが、二十一条の費用の負担でございますが、事業者が費用負担できない場合は、その事業をとめることはできませんか。

○橋本説明員 この二十一条は、国または地方公共団体が、事業活動による公害を防止するための事業を実施した場合に必要な費用の全部または一部を負担するといふたてを規定したものでございまして、その費用を負担しなかつたらその事業をとめることができるという、そのような規定はこの公害基本法ではございません。また、その次にあります第二項の「別に法律で定める」ということにつきましても、強制徴収にかかわることについての規定でございまして、この強制徴収に応じなかつた場合にどうなるかといふことは、この強制徴収の法律の中で、その義務に応じなかつた場合の制裁規定として入ることと思っております。

すが、直ちに施設の操業の停止に結びつくものとは公害基本法の考え方からいけばならないのではないかとこのように思っております。

○田村(良)委員 それは、私はやはりこれだけやましい公害の問題を法で規制する以上は、明らかに公害の発生する事業をやるといふ場合には、公害の発生しない処置を当該企業者がすべきである。向こうさまがその事業を始めて金もうけをする、品物をどんどん売っていく、隣近所におる方は公害で大きな迷惑をする。その上その住民が税負担までさせられたり、地方公共団体が一部分負担をして、その会社の公害の規制措置に援助をするというふうなことは、全くこれは漫画じゃないかと思うのです。ですから、そういう住民に非常な悪影響を与える公害を当然予測されるような事業について、どういふ規制をするかという問題と、さらに明らかに公害を伴う企業については、あらかじめその公害防止の措置を講じさせる、その費用は当該企業者が当然持つべきである、こういうふうに考えますが、それを地方公共団体とかが分担するといふことについてはたいへんなことだ。だから、ここに全部または一部——全部を負担しなければならぬということがわかつたときに、企業は、私は全部は負担できませんよ、こうなつたときに、負担しないままにどんどん工場ができ、公害が発生する。そういうことになればこの二十一条は全く意味がないじゃないか、私はそう思います。やはりそれだけ峻厳に出るというところが、公害に対するそれぞれの立場の責任者にそれぞれの道義的なあるいは経済的な自粛、規制を与えるものだ、こう考えます。これは別の法律で定めまして、できない場合にはそのときにあらためて御相談しますでは、どんどん工場できて公害が発生する。そういうことでは、私はちょっと後手になりはせぬか、それでは二十一条は全く意味がない。全部または一部の負担については明らかにすべきじゃないか、このように考えますが、いかがですか。

○武藤説明員 二十一条を置きました趣旨は、事業者が、先ほどの議論にありますように、第三条で公害を防止するために必要な措置を講ずるという事で、第一次的にはここでとにかく事業者自身が、公害を出した場合にまずみずから防止施設をつくるという事は当然でございまして、もちろん、それにつきましても排出の規制その他のいろいろの取り締まり規定がかかるわけでございまして、それは当然だろうと思ひます。二十一条を置きました趣旨は、公害防止施設、たとえば廃水処理施設等につきましても、技術的に経済的に見まして共同で設置する場合がありますかと思ひます。そういう場合に、個々の事業者が設置するのを待っておりますと、公害防止についていろいろ問題が出てくる。あるいは一、二の事業者の非協力によりまして公害を防止できないというふうなこともあるわけでございまして。したがって、共同して設置しなければいけないというふうな状態がありましたときに、国または公共団体が事業者にかかわつて公害防止の施設をつくる。廃水処理施設とかあるいは緩衝地帯とか、そういうものをかわつてやるということが予想されるわけでございまして。そういう場合に、国または地方公共団体が先に事業者にかかわつてやったことに基づいて、あとから事業者がその費用を負担するといふことがこの費用負担の規定の趣旨でござい

ます。○田村(良)委員 そうすると、これは読んで字のごとくなつておらぬですね。「前項の規定により事業者が同項の費用を負担させる場合における負担の対象となる費用の範囲、費用を負担させる事業者の範囲、各事業者に負担させる額の算出方法その他その負担に關し必要な事項については、別に法律で定める。」となつておりますから、どの程度の業者がどの範囲を負担するかわからない。そういうときには国ないし地方公共団体が立てかえて施設をしてやる、それをあとで計算をする、これはまたたいへんなことになるのです。でき上がつたあとで、操業開始せられて事業が始まつたあとで、あなたの会社は幾ら持つてくれ、あなた

の会社は幾ら持てといったって、初めから負担についてすら責任を明確にしない事業主が三つ、四つ混合で事業を始めるときに、それはたいへんなことだと私は思いますが、そういうことで、これは最初申し上げましたように、公害を発生させる人が一番責任者です。これはだれも責任者じゃないのです。公害は政府のおかげじゃないんですよ。公害を排除する施設のないままに野放しでどんどんきってしまったものですから、いまからこれを規制しようとするのですから、そうすると、新たにある地域に三つ、四つの工場がコンビナートをつくってくる、そこでそういういま起こっているような公害が当然発生するとわかり切ったその際に、三つなら三つの事業主体がABC別々に幾らの経費を負担し、どういう施設をつくるか、そのつくられた施設は完全に公害を除去し得るものであるということ、専門家の立会検査の結果、このとおりやるならよろしいということにならないと、国や地方公共団体ができ上がったあの公害の施設をかわって金を払ったり、施設をつくったり、あとから徴収するなんというところは、私はこれはたいへんなことになると思うんですが、そういうことを予想されておるとすればちょっと考えものだと思いが、どうですか。

○橋本説明員 私どもの御説明が不十分であったというふうに思っておりますが、二十一条の二項をお読み願いますと、「事業者は同項の費用を負担させる場合に」といいますのは、一つは強制的に負担させて強制徴収してしまうというこの場合のことを別の法律で定める、これはだから強制であります。そうでない場合は協議でございまして、費用負担というものは、話し合いをして、この負担をしてくれという話し合いが合意に達して取れるものと、もう一つは、別の法律で、ここにございまして、負担の対象となる費用の範囲、費用を負担させる事業者の範囲、各事業者に負担させる額の算出方法その他負担に関し必要な事項は別の法律で定めるわけでありまして、この強制徴収できる条件の場合のことがこの法律で

まいったならば、いやおうなしにこの条件に合うものは強制徴収できるということでございます。ただし、この場合に費用負担といつても、非常に零細企業があつて、どれほど費用負担に耐え得るかといった問題が、原則外の例外的な事項として生じてくるものの中にはあろうかと思つていますが、当然そのようなことは相手に賦課する場合に経済能力によつて判断されることを考えております。

○田村(良)委員 本会議終了後たいへん長いことになりましたが、重大な公害の問題であります、きょうは逐条的に簡単な質疑応答になりましたが、私の考え方としては、大都市を中心とし、ないし地域別の公害というところは、きょうの御答弁だけでは、たいへんすつきりして、おる、いい法律ができたというように考えるわけにまいりませんので、また次の機会にあらためて質問をいたしたいと思つて、お願いしたいことは、いまの規制の問題についてももう少し明確な線を打ち出してこないといけないのじゃないかというふうに考えます。

長時間私の時間をとりましたが、とりあえずこの程度できょうは質問を終わります。

○八木委員長 さきに委員長に御一任願いました船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案についての運輸委員会との連合審査会開会の日時は、運輸委員長と協議し、来たる二十日火曜日午前十時と決定いたしましたので御報告いたします。

次会は、来たる二十日火曜日午前十時より運輸委員会との連合審査会、正午より委員会を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

昭和四十二年六月二十二日印刷

昭和四十二年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局